

大島町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和 8 年 3 月

東京都  大島町

目 次

1. 基本的な事項

- (1) 大島町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 大島町行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (4) 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・ 11
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・ 12
- (7) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (8) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・ 12

2. 移住・定住・地域間交流の促進

- (1) 移住・定住の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 地域間交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

3. 産業の振興

- (1) 農業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (2) 林業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 水産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (4) 商工業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (5) 観光業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

4. 地域における情報化

- (1) 防災行政用無線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (2) テレビジョン放送等難視聴解消・・・・・・・・・・・・ 21

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 町道・都道・橋りょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (2) 公共交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (3) 港湾・漁港・空港・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

6. 生活環境の整備

- (1) 水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

(2) 下水処理施設	2 6
(3) 廃棄物処理施設	2 7
(4) 消防施設	2 8
(5) 公営住宅	2 9

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保	3 1
(2) 高齢者福祉	3 1
(3) 障害者福祉	3 2

8. 医療の確保

(1) 医療の確保	3 4
(2) 健診対策等	3 5

9. 教育の振興

(1) 学校教育	3 7
(2) 給食施設	3 7
(3) 社会教育	3 8
(4) 公共施設	3 8

10. 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興	4 0
-------------	-----

11. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギー	4 1
---------------	-----

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 防災対策	4 2
----------	-----

大島町過疎地域持続的発展計画

1. 基本的な事項

(1) 大島町の概況

①大島町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件の概要

大島町は、東京から南南西約 120 kmの太平洋上にある伊豆諸島の一島で面積 90.76 km²、東西 9 km、南北 15 km、周囲 52 km、中央に位置する標高 758mの三原山は、三宅島や八丈島などとほぼ一直線に並んで、フィリピン海プレート上の火山フロントを成している。

気候は、海洋の影響を強く受け気温の較差が小さく、黒潮の流れのため温暖多湿な海洋性となっている。冬の季節風と春先の低気圧は風を、台風は多雨をもたらす。地形・地質の関係で洪水になることはほぼないが、数年に一回は台風による風水害の被害が発生している。

(イ) 歴史的条件の概要

大島町は、数万年前に浅海底噴火から成長を始めたと思われるが、東海岸沿いに古い 3つの玄武岩質成層火山の浸食された残骸が海食崖を形成して露出している。大成層火山に成長した「伊豆大島火山」は約 1,500～1,700 年前に陥没カルデラの形成と山体崩壊と 10回の大噴火を起こし、山頂噴火で噴出した溶岩流はほとんどカルデラを埋め立て、低い東縁から東海岸へと溢流し始めたと思われる、現在のまゆ型の伊豆大島を形成している。

また、縄文時代早期から人が住みついているとされているが、明治 11 年 1 月に大政官布告第一号によって、東京府に編入された。しかし、明治 11 年制定の郡区町村編成法では、その対象町村からはずされ、江戸時代からの村々がそのまま残っていた。その後、昭和 30 年 4 月 1 日、6カ村の合併により、「大島町」が誕生した。

(ウ) 社会的条件の概要

大島町の道路整備は、昭和 8 年に幅員 5.5m、延長 37,800mの自動車道が完成した。その後も継続的に改修されながら昭和 14 年 10 月府道に編入され、それ以来、大島交通の大幹線として今日に至っている。大島公園から波浮港間への連絡自動車道は、昭和 28 年 7 月公布された離島振興法によって採択されることとなり、ようやく 10 年の歳月を経て昭和 38 年 3 月開通し、ついに大島一周道路の完成を見た。

昭和 40 年の元町大火は、その復興事業をきっかけとして大島町の土木建築業界にも

大きな影響を与えた。復興事業の施工に当たった島外の業者に触発され、地元業者も大規模な工事が可能となった。道路・港湾整備には、大型重機を容易に使用しての施工が可能となり、都・町道の改修、トンネル・橋りょうの架設等の大規模な工事も急速に進んだ。

港湾・漁港は、波浮港の開鑿を経て岡田港は昭和 15 年に幅員 6~14m・延長 133m の岸壁が商港として完成し、元町港は昭和 34 年に幅員 12m、延長 100m が完成した。しかし、大型化した船舶の就航に対応して、昭和 47 年度から昭和 54 年度に第 2 期工事が実施されるなど、現在に至っても整備は毎年継続され、大型化・高速化に対応できる港湾整備が進められている。

航空路は、昭和 31 年に東京~大島間に不定期便が就航、昭和 39 年に第 3 種都営空港として供用開始され、定期便が就航された。YS-11 型機のリタイアをうけて、平成 14 年 10 月にジェット化空港として滑走路の延長整備 (1,800m) が完了し、ジェット化空港として供用してきたが、利用率の低下等に伴い平成 27 年 10 月に ANA 便の廃止を余儀なくされた。現在は調布-大島間において、1 日 2~3 便小型輸送機が運行している。

(エ) 経済的条件の概要

令和 2 年の国勢調査による大島町の就業人口は、第 1 次産業が 230 人 (6.2%)、第 2 次産業が 632 人 (17.2%)、第 3 次産業が 2,808 人 (76.3%) であった。

昭和 40 年代の離島ブームをきっかけに、来島者が一挙に 84 万人と急増したが、昭和 48 年をピークに来島者は減少傾向にある。主要産業である観光産業に陰りが見え始め、現在では、停滞状態が続いている。

②大島町における過疎の状況

大島町の人口は、昭和 35 年 10 月 1 日現在の 12,989 人をピークに年々減少を続け、令和 7 年 3 月 31 日現在で 6,535 人と 50% にまで減少している。また、高齢化比率は令和 2 年の国勢調査で、38.20% となっており、少子化および高齢化が加速し始めている。観光産業の低迷、農漁業者の後継者不足など、定住人口の流出に拍車をかけているのが大きな要因である。

大島町では、大島町過疎地域持続的発展計画をたて、地域の問題に対応した施策と諸施設の整備を施工し社会資本の充実をはかり、進行している過疎化に歯止めをかけ、大島町の活性化を目指す。

③産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

中心となる第 3 次産業は、国内各地域の例と同様に経済的数値は下降線を描いており、その要因については、観光産業レベルが全国レベルに比べ、主流的進化から取り残されているといっても過言ではない。かつて日本経済の高度成長期にあやかった爆発的な離島

ブーム時代とは違い、近年の旅行ニーズの多様化の影響を受け、来島者数は減少の傾向にあり、また、定住人口の流出など、過疎化は加速して進行している。

大島町基本構想の将来目標では、人にやさしく人と人との繋がりと絆を大切に、共に前進していく『郷土大島を豊かにし、共につくる島』をテーマに、伊豆大島ジオパークの理念に基づくまちづくりを推進し、住民一人ひとりの様々な発想や取り組みにより、地場産業が活性化し、安定的な暮らしとともに人にやさしい地域社会の中で、若者の定住、U・J・Iターン、高齢者の生涯現役に繋がるまちが形成され、訪れる人々が住民・歴史・文化・各種スポーツ・自然とふれあい、島だからこそできる体験や、「学び」と「遊び」の融合により様々なターゲットに対し島の魅力や価値を伝えることによって、再び訪れるリピーターの増加、さらには、交流居住型の観光・産業の発展により、移住生活環境の整備を推進して島への移住者の増加を図り、住民はもちろん、訪れた人々が癒される憩いの場として利用され、『郷土大島を豊かにし、共につくる島』を目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口は、昭和40年11,540人、昭和50年11,097人、昭和60年10,377人、平成7年9,693人、平成17年8,702人、平成27年7,884人、令和2年7,102人（いずれも国勢調査人口）と減少の一途をたどっている。人口構造を見ると、65歳以上の高齢化比率は年々大きくなってきており（昭和60年16.95%、令和2年38.20%）高齢化が進んでいる。逆に若年者比率は、（昭和60年63.10%、令和2年51.80%）若干落ちこみ、14歳以下の人占める割合は昭和60年と令和2年と比較すると人口減の影響もあるが65.71%減となり、少子化も進んでいる。

産業構造は、第3次産業の比率が最も高く70%を越えており、続いて第2次産業、第1次産業の順となっている。

第1次産業の農業では、アシタバ野菜や花卉園芸のズバルディア・ガーベラ等の切花が盛んであり、その他は、種々の作物が少量生産されている現況にある。漁業は、貝類や藻類、イセエビ等の磯根資源に対する依存度が高く、沿岸漁業は主に小型船舶による一本釣りや引き縄などが行なわれている。

第2次産業は、土木建設業が多く、道路・港湾整備等の公共事業に対する依存度が高く、クサヤや椿油等の製造業がこれに続く。

第3次産業は、観光関連が最も多く宿泊業、飲食店、小売業等、多岐にわたり大島町の主要産業となっている。

各産業とも人口の流出・減少により、就労人口が年々減少しているが、特に第1次産業においては就労人口が半減しており、平成26年度より島外者を受け入れ農業者の新規就農育成を行っているが若年層の新規就労が課題となっている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 12,090	人 10,014	% △9.76	人 8,702	% △13.10	人 7,884	% △9.40	人 7,102	% △9.02
0 歳～14 歳	4,147	1,700	△59.01	1,065	△37.35	873	△18.03	710	△18.67
15 歳～64 (c)	7,043	6,344	△9.92	5,149	△12.35	4,220	△11.94	3,679	△12.82
うち 15 歳～29 歳 (a)	-	-	-	926	-	839	△9.40	780	△7.03
65 歳以上 (b)	900	1,960	117.78	2,487	26.89	2,791	12.22	2,713	△2.79
(c)/総数	%	%		%		%		%	
(a)/総数 若年者比率	58.25	63.35	-	59.17 10.64	-	53.53 10.64	-	51.80 10.98	-
(b)/総数 高齢者比率	% 7.44	% 19.57	-	% 28.58	-	% 35.40	-	% 38.20	-

表 1-1 (2) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,354	人 4,905	% △8.39	人 4,302	% △12.29	人 3,989	% △7.28	人 3,682	% △7.70
第 1 次産業 就業人口比率	% 40.21	% 12.6	-	% 8.3	-	% 6.1	-	% 6.2	-
第 2 次産業 就業人口比率	13.30	14.8	-	15.7	-	17.3	-	17.2	-
第 3 次産業 就業人口比率	46.49	72.6	-	75.8	-	76.2	-	76.3	-

表 1-1 (3) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 21 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 9,470	% -	8,914	% -	% 94.13	人 8,688	% -	% 97.46
男	4,690	49.52	4,377	49.10	93.33	4,300	49.49	98.24
女	4,780	50.48	4,537	50.90	94.92	4,388	50.51	96.72

区 分		平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日			令和 7 年 3 月 31 日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 7,990	% -	% 98.94	人 7,327	% -	% 91.70	人 6,397	% -	% 87.31
男 (外国人住民除く)		4,038	50.53	99.55	3,777	51.55	93.54	3,279	51.26	86.81
女 (外国人住民除く)		3,952	49.46	98.83	3,550	48.45	89.83	3,118	48.74	87.83
参 考	男(外国人住 民)	49	0.6	119.51	85	1.16	173.47	108	1.65	127.06
	女(外国人住 民)	18	0.22	105.88	19	0.26	105.56	30	0.46	157.89

(3) 大島町行財政の状況

長引く経済不況や少子高齢化にともなう税収の減少、社会保障費の増加などにより、当町をとりまく財政環境は、今後ますます厳しくなっていく見込みである。また、災害復興関連事業実施等の影響により町債残高が増加し、経常収支比率が悪化するなど財政構造が硬直化しつつある。

それに加え、前述のとおり、各産業をみても経営的に不安定、先行き不透明であり、人口動態も着実に少子高齢化が進展している。また、町の経営構造は、島という特殊な地理的条件等により、町財政及び民間経済も含めて自立心の乏しい外部依存型であり、ここ数年、外的要因の悪循環のため明るい兆しは見受けられず、経済環境の困窮化が加速した。

さらに、これまで整備してきた多くの公共施設等が、今後、老朽化の時期を迎え、多額の更新費用や改修費用が必要となることを見込まれるため、この先も難しい財政運営を迫られている。このような社会環境、経済環境を考慮すると明るい展望は開けなく、今、町は正に瀕死状態であるといっても過言ではなく、この現状を打破するため、以下の計画値を設定目標に掲げ「第7次大島町基本構想」及び「大島町前期基本計画」とも連動のう え、行財政改革に努めていく。

(計 画)

財政健全化に向けて、次の数値目標等を掲げる。

- ① 赤字財政団体への転落を回避するとともに、財政の収支均衡を図る。
- ② 経常収支比率を83%以下とする。
- ③ 地方債現在高は令和4年度末の水準を維持する。
(普通交付税と一体化した臨時財政対策債等は除く。)
- ④ 財政調整基金、減債基金現在高を合わせて15億円確保する。
- ⑤ 将来負担比率を95%以下とする。
- ⑥ 実質公債費比率を11%以下とする。
- ⑦ 町税の徴収率を95%以上とする。
- ⑧ 行政需要に柔軟に対応するため、基金の改正を図る。
- ⑨ 国民健康保険事業会計の健全化・安定化を図る。

厳しい財政状況の中、今後、上記に掲げた数値目標等を達成し、各施策を進めていくためには、経営という視点に立ち、歳入規模に見合った着実な行財政運営を心がける必要がある。特に基幹財源である町税収入が伸び悩み、地方交付税などの縮減の動きなどを考慮すると財源確保の見通しは厳しく、歳出全般にわたる厳しい見直しを行い、収支の均衡、財政状況の改善を図る必要がある。

このようなことから、町税等の収納率の向上による財源の確保や物件費の削減、既存事業の見直し、民間委託等の様々な手法の活用による事務事業の効率化や適正化、普通建設事業の抑制、受益者負担や補助交付金の見直しなどを進め、その目標を明確にしながら財政の健全化に努める。

財政健全化法や新地方公会計制度など財政制度が変革しているなか未だ行財政改革は道半ばである。そのため計画重視の財政運営が政策優先の目指すべき姿であり、基本的には計画に盛り込んでいない政策は実施できないこととし、安易な思いつきや計画性に欠ける政策などは排除することとする。また、新たな財源確保は現実的に困難な面もあるため、既存事業の縮小・廃止に努め財源を捻出し、引き続き行財政改革に取り組む方針である。

表 1-2 (1) 大島町財政状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	8,150,593	10,663,210	10,246,227
一般財源	3,200,298	3,387,575	3,577,426
国庫支出金	554,681	1,533,301	2,041,986
都道府県支出金	2,879,559	3,401,398	2,645,307
地 方 債	687,584	1,047,226	894,001
うち 過 疎 債	90,000	416,600	695,000
そ の 他	828,471	1,293,710	1,087,507
歳 出 総 額 B	7,969,434	10,355,578	10,025,953
義務的経費	2,379,636	2,089,743	2,445,115
投資的経費	2,232,745	4,139,341	2,675,760
うち 普通建設事業	2,232,745	3,110,141	2,516,522
そ の 他	2,589,427	3,528,972	3,720,578
過疎対策事業費	767,626	597,522	1,184,500
歳入歳出差引額 C (A - B)	181,159	307,632	220,274
翌年度へ繰越すべき財源 D	6,327	92,325	0
実 質 収 支 C - D	174,832	215,307	220,274
財政力指数	0.381	0.347	0.318
公債費負担比率 (%)	19.2	15.2	19.9
実質公債費比率 (%)	15.0	11.8	11.8
起債制限比率 (%)	14.6	10.1	11.4
経常収支比率 (%)	85.8	84.0	89.4
将来負担比率 (%)	135.9	125.2	121.7
地方債現在高	6,938,831	8,287,271	10,022,235

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	22.26	23.41	23.60	26.13	27.34
舗 装 率 (%)	34.45	36.95	38.20	40.50	41.07
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	7.25	7.59	7.59	7.59	7.59
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	3.68	3.68	3.68	3.68	3.68
水道普及率 (%)	98.2	99.5	99.9	99.9	99.9
水洗化率 (%)	14.3	35.3	51.30	68.3	88.2
病院・診療所の病床数 (床)	16	24	24	19	19

(4) 地域の持続的発展の基本方針

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

住民と、町が協働し、移住・定住のための環境整備を推進し、島内外に情報を発信することにより、若者や退職者、高齢者等のIターン及び島出身者のUターンを推進する。

人口減少に伴い空き家が増加し、防災上等の問題となっており、危険なものや衛生上問題のあるものについては「特定空き家等」の認定を検討し、所有者に修繕や撤去を勧告する。また、I・Uターンを希望する人に対して、空き家を活用した新たな生活を始めるための支援を図る。

あわせて、地域の将来を担う人材を地域自らが育成する仕組みを整え、住民一人ひとりが地域づくりの主体として参画できる環境づくりが重要である。地域活動や学習機会を通じて、住民の意識改革を促し、地域の魅力や資源を自ら守り育てる姿勢をはぐくむことで、持続可能なまちづくりの実現を図る。

② 産業の振興

住民と町が、弱く衰退傾向のある各産業の危機感を共有し、知恵と力を出し合い、1次・2次・3次産業を相互に連携させ、各産業の資源や強みを持ちよって弱みを補完する産業の融合を推進する。相乗効果を働かすことで、新たな経済効果の創生を図る。

③ 地域における情報化

高度情報通信ネットワーク社会は平時、緊急時ともに、利用者、環境を問わず、携帯電話やインターネットの通信が可能な状況になりつつある。今後は島外との情報格差の是正について関係機関に要請を図っていく。

また、大島町は、自然災害の脅威を幾度となく経験しており、いつ発生するかわからない自然災害への備えは重要であり、併せて大規模な災害、テロや武力攻撃などの緊急時に備えるため、防災行政無線に係る情報体制の強化・充実を図る。

④ 交通施設の整備、交通手段の確保

元気で住みやすい快適なまちづくりを進めるには、基本的な土地利用の方向性を定め、町の基盤整備の充実が必要である。このため、適正な土地利用に努め、広大な海域や豊かな自然の持つ可能性を最大限に生かし、町の美しい風景や緑豊かな自然を大切にしながら、自然と人々が調和し、仲良く共生する大島らしい環境づくりを推進する。

⑤ 生活環境の整備

安全・安心で豊かに誰もが住み心地のよい快適な環境の整備は、最も基本となる生活条件である。そのため、長期的な展望に沿って計画的に施策を展開し、住民一人ひとりが相互に協力して、生活安全意識の向上を図り、きれいな水とみどり豊かな潤いのある安全・

安心でやすらぎのある地域環境の形成に努める。

⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

社会福祉は、人々が健康でいきいきと安心して暮らすこと。また、誰もが住み慣れたところで、家族や地域とのつながりを保ちながら多様なサービスを主体的に選択し、自立した生活が続けられることが重要である。少子高齢社会への急速な変化、地域や家庭機能の変化、さらには、低成長経済への移行等、福祉を取り巻く環境は大きく変化してきている。福祉サービスの利用についても、これまでの行政サービス形態の措置制度から個人の自立を基本とし、利用者がサービスを選択する制度へと移行するなか、複雑・多様化するニーズに適切かつ柔軟に対応することに加えて、住民一人ひとりの思いやりの気持ちの醸成に努める。

⑦ 医療の確保

人口の高齢化や生活水準の向上による食生活の変化は慢性的疾患の増加や、病気の多様化、複雑化などを生み出し、住民の健康に対する関心もますます高まりをみせている。離島であるがゆえ医療基盤は弱く、特に、緊急時や重症時における治療・手術は困難な状況であり、住民の医療に対する不安や、やむをえず本土において治療を受ける際の経済的負担や精神的負担は大きいものがある。今後も医師、看護師、医療関係技師等の安定的確保、医療施設の近代化や充実を図るとともに、住民健診や健康づくり運動にも積極的に取り組み、病気の予防を図る。

⑧ 教育の振興

出生数の減少や離婚率の増加など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、人間形成の土台となる家庭環境、教育環境にも少なからず影響を及ぼしている。高度情報化社会の急激な進展は、子どもにとって不必要で不健全な情報までが氾濫し、大きな社会問題を生み出している。こうした社会の変化がいじめや虐待、校内暴力、家庭暴力、引きこもりなどの多くの社会不適応、人間性希薄化の要因ともなっている。また、増加傾向にある『特別な支援を必要とする子どもたち』への対応も充実させていかなければならない。子どもたちの実態把握に常に目をむけ、最も大切な家庭教育や地域教育力の向上を目指すとともに、郷土大島を愛する心の育成をはじめ未来を担う子どもたちの人間形成の場として、一人ひとりの個性を重視しながら、学校教育の充実を図る。

⑨ 地域文化の振興等

社会教育情勢の大きな変化、加速化する少子高齢化の中で、子どもからお年寄りまでの心の通い合う地域・社会づくりが求められている。そのため、古くから根ざしている文化の伝承や、将来にわたってみんなが楽しめる文化の創出・普及に努めていく。加えて住民

が学びたい時に学び、楽しみたい時に楽しめる環境づくりを推進する。

⑩ 再生可能エネルギーの利用の推進

電力だけでなく消費エネルギーのほぼ全量を島外から購入する化石燃料に依存しており、燃料価格の変動が島の経済に大きな影響を与えている。

豪雨災害の被災地として、気候変動緩和策のため脱炭素化への取り組みの加速を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

第7次大島町基本構想・前期基本計画による将来像の『郷土大島を豊かにし、共につくる島』『令和13年度の人口6,900人（定住人口6,300人、交流人口600人）』を実現させるために、第三期大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略大島町人口ビジョンの基本目標に「まちの創生」、「ひとの創生」、「しごとの創生」を基本とした4つの目標を掲げ戦略的・一体的に施策を進めていく。

基本目標1 しごとをつくり、地域の魅力で稼ぐ島

大島の資源を発掘・再発見し、その活用により特産品の開発やブランド化を目指すとともに、6次産業化を推進し、地産地消及び島外販路の確保・拡充を図る。更に、観光・産業振興を図るとともに、情報の共有と発信力を充実させ、持続可能な経済発展を目指し、地域の魅力で稼げる島をつくる。

基本目標2 人々が集い、共に育む島

豊かな自然という地域性や地域資源を活用し、訪れたい、住んでみたい、住んで良かったといわれる過ごしやすい環境づくりを目指す。若者から現役をリタイアした方、また、高齢者や障害のある方、訪日外国人など、住民や出身者、島に縁のある人々と協力し合い、交流・移住・定住の促進を図るとともに、島の魅力を積極的にアピールし、新たな大島ファンを増やす取り組みを進める。

基本目標3 結婚・出産・子育てを支える島

未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長でき、地域及び社会が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることが出来るような社会を実現するために、子どもがのびのびと健やかに成長し、全ての子育て家庭が安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを目指す。

基本目標4 安心して暮らせる、持続可能な島

全ての住民が、住み慣れた地域で一生安心して過ごすことができるよう、地域活動を推進し、みんなで支え合うまちづくりを目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、必要に応じて大島町開発総合審議会において、達成状況を報告する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

なお、今後、この計画を推進するうえでの情勢の変化に対応し、再検討を加え、必要があるときはこれを変更できるものとする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画は、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、平成29年3月に策定したもので、30年間にわたる目標を掲げている。

今後、人口の減少、人口構成の変化が見込まれており、町税収入が減少するなど厳しい財政状況が予測されるとともに、公共サービスへの需要も変化していくことが予想される。また、これまで整備してきた多くの公共施設等が、今後、老朽化の時期を迎え、多額の更新費用や改修費用が必要となることが見込まれる。

このため長期的な財政状況や公共施設等の利用需要の見通しを踏まえて、公共施設等を計画的に管理し、安全性や必要な機能を確保しつつも、将来に過度な負担を残さない持続可能な公共施設等のあり方を検討して、本町が持続的に発展できるよう努めていくものとする。

なお、公共施設等総合計画が改訂された場合には、改訂後の計画に基づいて整備等を行うものとする。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住の促進

【現況と問題点】

大島町では、豊かな自然環境や首都圏からのアクセスの良さといった地理的特性を生かし、移住・定住の促進に向けて空き家バンクの運営や移住体験住宅の整備、移住交流イベントへの参加など、様々な取組を進めてきた結果、近年では町への関心が高まりつつあり、一定の移住希望者の増加が見られる。

しかしながら、定住に至る事例は依然として限られており、移住希望者が安心して移住するための住居の確保が大きな課題となっている。また、町の魅力や生活情報、求人情報の発信や多様な働き方に対応した環境整備も充分ではない。

高校卒業後の進学等により若年世代の流出が続いている中で、奨学金返還支援など I・Uターン者の定住促進を図る取組を行っているが、利用者が少ない状況となっている。

【その対策】

住民と町が協働し、空き家の利活用や移住者用住宅の整備など住まいの整備を最優先課題として推進するとともに、暮らし体験ツアーの実施、情報発信、相談体制整備など移住を促進する取組を充実させる。

また、二拠点居住やワーケーション、リモートワークなど多様な働き方に対応する環境整備、地域コミュニティへの定着支援など I・Uターン者をはじめとする移住希望者が地域に根差して暮らせる環境づくりを総合的に進めていく。

(2) 地域間交流の促進

【現況と問題点】

大島町では、昭和 37 年 2 月 12 日にハワイ島キラウエア火山と三原山が縁でハワイ島と姉妹島、昭和 43 年 4 月 21 日に雪椿とやぶ椿が縁で新潟県加茂市と友好都市、昭和 53 年 8 月 7 日に山形の子どもたちに海を大島の子どもたちに雪をと毎年交換学習を実施したことが縁で山形県山形市と友好都市、昭和 60 年 4 月 17 日に緑の清流と海ととともに観光発展を願って東京都五日市町（現あきる野市）と友好都市を締結している。交流事業については、毎年実施しているが離島ということもあり活発な行き来は、行えていない状況にある。今後、互いの地域発展のためにも積極的に交流を図る必要がある。

【その対策】

今後は、行政のみならず民間企業、団体などの参加を促し、住民一丸となった取り組みを推進する。また、東京都補助金を活用し、新たな交流方法も実践し、国内外での交流の活性化を図る。

(3) 人材育成

【現況と問題点】

住民と行政が連携したまちづくりを目指すには、情報交換や意見交換をする機会が重要となる。また、地域の将来を担う人材を地域自らが育成する仕組みを整え、住民一人ひとりが地域づくりの主体として参画できる環境づくりが重要である。

これまで行政運営は、主に行政が主体となる形で進められているため、行政職員の皆がプロ意識を持ち、住民の立場や視点に立ち、効率的で質の高い住民サービス向上に努めてきました。しかし、現状では住民自体がまちづくりに参加しているという意識が得られず、また、行政も、まちづくりの主体は住民であるということに対して、充分取り組んでいるとはいえません。

【その対策】

既存事業や新規事業の区分なく、これまで以上に住民と行政が連携し、より良いまちづくりを図るために、協働の仕組みづくりに努める。

地域活動や学習機会を通じて、住民の意識改革を促し、地域の魅力や資源を自ら守り育てる姿勢をはぐくむことで、持続可能なまちづくりの実現を図る

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流 の促進	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	大島町定住促進事業 移住・定住施策実施	町	
		移住・定住 空き家対策事業 空き家バンク運営等	町	
	地域間交流	友好都市交流事業 相互訪問及び交流イベント実施	町	
	人材育成	人材育成事業 地域懇談会の実施	町	

3. 産業の振興

(1) 農業

【現況と問題点】

大島町における農業は、ブバルディアやセンリョウなどの施設園芸を主とした花卉栽培を中心にアシタバ、キヌサヤエンドウの栽培などが行なわれているが、平成30年には363百万円あった農業算出額が、令和5年（東京都農作物生産状況調査結果報告書令和5年産）には333百万円と減少している。花卉類は217百万円から198百万円に、アシタバ・キヌサヤエンドウは54百万円から49百万円へといずれも減少がみられる。作付延べ面積についても平成30年の226haに比べ、令和5年には207.3haと減少している。

また、農業就業人口は、若年層の都内や島内他産業への流出により激減しており、昭和55年に610戸だった農家戸数も令和2年には139戸と4分の1以下に減少した。

農家戸数は令和2年（2020年農業センサス）139戸、販売農家数68戸で内、主業経営体数13戸、準主業経営体数7戸、自給的農家数71戸で主な収入を農業によって得ている農家が大半である。また、普段仕事として自営農業している基幹的農業従事者数は90人、うち65歳以上が67人と割合が多く、高齢化が進行している。

施設園芸による花卉栽培には多量の農業用水が必要となるため、各地区に灌漑施設の整備を進めているが、元町、野増、泉津の3地区においては、農業用水が整備がされていない。また、農業人口の減少により増加した遊休農地の利用推進、農地の集積による近代農業・大型農業への転換、市場出荷物の品質向上と共に地産地消の取組による安心・安全な農作物の供給が求められている。

営農意欲を高めるためにもさらに、島内外への安定的な出荷体制を構築し、離島というハンデを乗り越えるための流通体系の改善及び農産物の品質向上及び農業技術の向上、出荷産物の高価格化が重要課題となっている。

【その対策】

施設園芸による花卉栽培には多量の農業用水が必要となるが、元町、野増、泉津の3地区においては、灌漑施設の整備がされていないので農業振興地域の畑については希望者の水道水利用について農業用水と同額となるよう補助をしている。また、農業人口の減少により増加した遊休農地の利用促進のため農地中間管理事業を活用した利用促進を推進している。なお定期的な地域計画の見直しにより、農業者の農地集積による近代農業・大型農業への転換を図っている。また農業振興地域の見直しでは自然的・経済的・社会的諸条件の動向を踏まえ、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進を図っている。伊豆大島農業共同組合の後継組織である一般社団法人伊豆大島農業生産組合の強化・充実及び農作物直売所ぶらっとハウス等各農業生産団体における市場出荷物の品質向上と地産地消を推進し安心・安全な農作物の供給を推進して

いる。また、平成 26 年度より新たな担い手となる若手農家を育成するため、新規就農者育成事業を実施しているが、就農後より安定した農業経営体を目指すため、カリキュラムを含む体制の見直しを図っている。流通業者と農業者との対話、品質向上及び農業技術の向上、高価格化のための農業者間や市場との情報共有など推進している。農業振興のため北の山地区において農道整備を計画している。

(2) 林業

【現況と問題点】

本島の森林面積は、4,740ha と島全体の面積の半分以上をしめており、その全部が民有林である。また、人工林はほとんどなく、多くがクロマツ、シイ、ヤブツバキ、オオシマザクラ、ヤシャブシなどを中心とした天然林であり、以前は多くの林産物が生産されていた。他にも森林は山地災害や風害、潮害の防止に大きな役割を果たしている。また、島内は富士箱根伊豆国立公園地域に指定され、美しい景観をなす森林は、観光にとっても大きく貢献している。

しかし、近年の林業を取り巻く環境は厳しく、特に椿産業といった、観光と密接な関係がある椿油や木炭生産でさえも、後継者不足による従事者の高齢化、労働力の減少といった状況が課題となっている。

【その対策】

大島町森林整備計画に基づく天然林の保全を重視した森林の維持を図り、森林の持つ公益的機能や林産物の生産を高めて、観光や産業等と林業を提携させ、観光地としての緑を重要な観光資源として利用を推進するとともに、林業の生産基盤である林道の整備促進を引き続き国と東京都に要望を求めていく。

椿産業の振興を目指すため、椿製品を各種物産展等で PR していく。また、ツバキ科の葉を食害するチャドクガの防汚事業を島内 11ha で行っていく。

(3) 水産業

【現況と問題点】

近海に好漁場を持つ本島の漁業は、基幹産業として位置づけられていながら、近年、資源の枯渇や魚価の低迷、燃油価格の高騰、漁業者の高齢化、後継者不足など、依然として漁業を取り巻く環境は非常に厳しいものがある。漁業就業者数を見ると平成 25 年に 133 人を数えたが、令和 5 年には 43 人と減少が止まらない状況が続いている。平成 25 年の海産物の漁獲高は全体で漁獲量 263,332 kg、金額 237,284 千円であったのに対し、令和 5 年は漁獲量 95,174 kg、金額 137,716 千円と、減少が続いている傾向にある。令和 5 年でみると魚種・生産金額は、イセエビが 21,740 千円と第 1 位であり、以下、テングサ、トコブシと続く。内訳は、魚類 40,088 kg、54,878 千円、その他の水産物 5,299kg、21,923

千円、貝類 7,256 kg、17,379 千円、藻類、42,531kg、43,536 千円となっている。

大島町の漁業は、磯根資源に対する依存度が高いため、貝類種苗の放流等の栽培漁業や藻場の再生、漁場の整備が不可欠である。また、後継者の育成・確保のみならず、漁業振興事業の推進母体である漁業組合の強化・充実は大きな課題となっている。

【その対策】

直売所の海市場を中心とした島内外の人々へ新鮮な魚介類を提供することは、地産地消の観点から重要となっている。また、漁業者が減少している中ではあるが、後継者の育成、人材確保は必要不可欠であり、基盤産業としての役割を果たしていかなければならない。近年海水温の上昇や乱獲等により漁獲量の減少に伴い、資源確保のためにも漁場の整備、確保、漁港の整備などの基盤整備を進め、漁業協同組合と栽培漁業センター等、関係機関との連携を強め、つくり育てる漁業への充実を図り、新たな特産品の開発やブランド化と6次産業化を推進していく必要がある。また、水産物等に付加価値を付け、インターネット、SNS等の活用や各種イベントでのPR活動を積極的に行い、販路を拡大することにより地産地消だけでなく、島外消費者に対しても情報発信していき収益増加を図り、漁家経営の安定化を推進していく。

(4) 商工業

【現況と問題点】

本町における商業は、定住人口が消費する安定している面と、年間約19万人の来島者が消費する不安定な面とを合わせ持つ特殊な条件下の中で、それぞれの事業者が自助努力を重ねながら、共存共栄してきた。通信販売・ネットショップの普及や人口減、来訪者による島内消費力の大幅な減少に対処するため、消費者動向の把握や調査開拓に努め、地産地消を図る。また、新たな産業を算出、振興するために、関係機関と連携した起業者への支援、島内での雇用促進と事業後継者不足の解消。島の地理的条件に合った企業の誘致ならびにリモートワーク環境の整備に努める。

【その対策】

商工会への助成を継続することで、経営の安定化を図り、観光、漁業、農業、商工業一体となった計画を引き継ぎ実施する。また、消費者動向の把握や流通経路の調査開拓に努めるなど、地域経済にプラスになる情報を活用し活性化を図っていく。島の地理的条件に合った企業の誘致を行うとともに、既存の商工業者等へ地元金融関係とタイアップした町の利子補給制度を検討するなど支援を行う、また、創業支援の補助を行うなど、新たに起業する事業者を支援する。各地区の商店会の経営基盤の健全化に努めているが、近年は通信販売等による島外消費も増大していることから、消費者のニーズに対応できるよう、地場産業を生かした特産品の新たな開発を行うなど、魅力と活力のある商店会づくり

を目指す。冷蔵・冷凍コンテナの導入を推進するなど、効率性、安全性を高めるためにストックポイントの整備を促進していく。島内で生産された新鮮な産物を訪れる観光客が気軽に味わえる体制づくりに努めるなど、地産地消（商）の充実を図り、更には島外の各種イベントにも積極的に参加し地元産物等をPRし、販路拡大を促進する。

(5) 観光業

【現況と問題点】

伊豆大島は東京都に属していながらも火山島が育んだ豊かな自然環境と独自の文化を有する観光地として、昭和48年の離島ブームには838,623人の来島者数であった。

しかし、令和元年の新型コロナウイルス感染症拡大により年間の来島者数は減少し、令和6年についても190,514人と感染症流行前の平成30年度243,476人には回復していない状況である。

平成22年9月に大島町は、日本ジオパークネットワーク（以下、JGN）から認定を受け、「伊豆大島ジオパーク」として現在も活動を続けている。しかし、JGN正会員として活動するためには、4年に一度の再認定審査を合格する必要がある。その中で一番の大きな課題とされていた拠点施設の整備だが、令和7年7月に長年親しまれてきた「伊豆大島火山博物館」の理念を継承しつつ、展示内容・施設機能の両面を一新し、「伊豆大島ミュージアム-ジオノス-」をリニューアルオープンした。ここを伊豆大島ジオパークの拠点施設として、新たな観光客の窓口となると共に、地域住民にジオパークの理念を継承する空間となるよう期待が高まっている。しかし、リニューアルされた部分と未だに手を付けられていない部分との差異が目立っており、持続可能な拠点地となるように新たなコンテンツ作りや施設の整備が必要不可欠となっている。

また少子高齢化、人口減少による人員不足、多様化する観光客への対応不足が深刻な問題である。地域プロモーションや、インバウンド対応、東京の島へ1時間45分で行くことができるウリと自然豊かな火山島という認知を広げ、特産品のブランド化や、地域おこし協力隊などの取組みを進めている。単なる宿泊と観光だけではなく、大島ならではの体験型・学び型の観光コンテンツを造成し、着地型観光の推進が必要である。

【その対策】

問題点や課題への対応を見据え、今後の大島町の観光振興を推進するため、令和8年から令和17年を期間とする「大島町観光総合計画」を策定。「訪れる人が暮らしたくなる島、伊豆大島」のビジョンや各施策方針に基づいて、優先的・重点的な施策からアクションプランを作成し、実施していく。またターゲットを明確にし、WEBなどを活用した戦略的な広報宣伝、地域の資源を活用した具体的かつ官民連携の観光推進体制を構築しながら、多様なニーズに対応するための基盤整備、推進を図る。

伊豆大島ジオパークの活動では、ジオノスの来館者数の増員及び大島来訪者の増員を

目指す。来訪者の目標数は基本計画の中にある通り、年間 25 万人を町として目標数値としている。その中で、ジオパークの拠点となる伊豆大島ミュージアムジオノスの年間来館者数は、火山博物館時代の年間 15,000 人の 1.5 倍となる 22,500 人を年間で目指していく。また町民にも何度も来てもらえるようなコンテンツ作りやイベントの実施を行い、人数だけでなく顧客満足度の高い拠点施設を目指し、リピーターや新規獲得者の増員を目指していく。

(6) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
産業の振興	(1)基盤整備 農業	就農者育成・支援施設整備事業 新規就農者用圃場整備	町		
		就農者育成・支援施設整備事業 就農者育成支援事業	町		
		地域特産化の推進事業 施設、機器の整備	町		
		町営牧場整備事業 牧柵整備	町		
		水産業	栽培漁業地域展開事業	町	
			離島漁業再生支援事業 漁場造成整備	各団体	
			藻場復活事業 スポアバック設置	町	
			漁業振興のための助成 稚貝放流事業	町	
	(3)地場産業の振興 流通販売施設	水産物展示販売施設管理事業	町		
	(4)商業 その他	産業振興ゾーン整備事業 土地収用及び整備工事等	町		
	(5)観光又はレクリ エーション	裏砂漠駐車場整備事業 駐車場整備	町		

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
産業の振興	(5)観光又はレクリエーション	地層大切断面整備事業 駐車場、公衆トイレ整備	町		
		勤労福祉会館大規模修繕工事事業 ボウリング場修繕工事等	町		
		伊豆大島ミュージアム設備更新 補修、展示物更新等	町		
		ジオパーク環境整備事業 誘導看板設置等	町		
	(6)過疎地域持続的 発展特別事業	第1次産業	就農者育成・支援施設整備事業 就農者育成支援	町	
			有害鳥獣の捕獲事業 有害鳥獣の捕獲駆除	町	
		商工業・6次産業化 観光	愛らんどファーム管理 ぶらっとハウス管理	町	
			水産物展示販売施設管理事業 海市場管理	町	
			商工業振興助成事業 商工会経営基盤安定対策、夏まつり、 椿ルネッサンス事業の助成	商工会	
			観光PR事業 観光PR、地域資源PR	町	
			各イベントの実施事業 観光イベント実施	町	

(7) 産業振興促進事項

【(i)産業振興促進区域及び振興すべき業種】

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
大島町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

【(ii)当該業種の振興を促進するために行う事業の内容】

上記「(1)～(5)その対策」及び「(6)事業計画」のとおり

4. 地域における情報化

(1) 防災行政無線

【現況と問題点】

令和元年台風 10 号では、南部地区に大きな被害をもたらし、平成 25 年台風 26 号では、元町地区の大規模な土砂災害が発生し、多くの尊い命が犠牲となった。また、昭和 53 年の伊豆大島近海地震や昭和 61 年の三原山噴火など幾度となく自然災害に直面してきた。今後においても、首都直下及び南海トラフ地震など大地震が懸念されているため、巨大地震と津波への対策が急務となっている。また、三原山の噴火から 40 年を経過することから噴火の対策も必要である。このように、自然災害の発生が常に懸念されているため、有事の際の情報伝達手段は防災対策上、重要な施策である。

【その対策】

令和 2 年度に防災行政無線デジタル化に伴う電波調査業務委託を実施し、令和 4 年度より防災行政無線のデジタル化への切り替えを実施している。その他にも、防災行政無線施設や箕木山中継所の老朽化に伴い、移転候補地を選定するにあたり電波調査業務委託を実施し、中継局舎や電波塔を設置していく。

(2) テレビジョン放送等難視聴解消

【現況と問題点】

急速な発展を遂げた、情報処理、通信技術の対応に当初は苦慮したが、近年、行政をはじめ、島内でも徐々に波及されてきた光ファイバー等も 100% 利用可能になり多くの利用が図られている。一方、携帯電話については一部不感地域の解消が急がれるが、国や東京都などに引き続き支援を求める。また、地上デジタル放送については、一部地域で視聴が困難な状況にあり、解決には多くの課題がある。現在、三原山頂の電波塔ならびに新島からの電波を利用し、視聴しているが、難視聴地域を解消するためには、早急な電波塔の増設といった対応策が要求される。

【その対策】

地上デジタル放送共聴設備は既に構築しているが、難視聴地区にも電波が普及されるまでは大島町で維持管理に努める。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線デジタル化事業 子局デジタル化更新工事	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地上デジタル放送共聴アンテナ設備維 持事業 電柱使用料及び保守点検 劣化及び移設工事	町	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 町道・都道・橋りょう

【現況と問題点】

大島町は、6つの主要集落と2つの集落により形成され、各集落間は主要幹線道路の都道によって結ばれている。

町道は総路線 1,055 路線、総延長約 438 kmであるが、集落内道路の路面の不良箇所や幅員の狭い路線が多く存在していることから、高齢者・障害者をはじめとする歩行者が安全に通行できる道路整備を計画的に推進していく必要がある。

一方で、町内に存在している管理橋梁については定期的点検の結果から、塩害による橋梁の劣化が確認されているため、修繕工事や予防保全が急務となっている。

【その対策】

町道整備は島内の環境や地域の均衡ある発展に配慮しつつ、集落内の路面補修、拡幅、排水改良や、バリアフリー化等の適切な維持管理・改良に努めるとともに、集落間を結ぶ道路や、公共施設等への連絡道路を中心に整備を図り、歩行者が安全に通行できるような快適で安全な道路環境整備を図る。

橋梁は「橋梁長寿命化計画」に基づき各橋梁の定期的な点検を実施し、計画的修繕工事による各施設の長寿命化を図る。

また、都道についても適切な改良、維持管理を引き続き要望するとともに、新たな路線の認定についても引き続き要望を求めていく。

(2) 公共交通

【現況と問題点】

島内における定期路線バスにおいては、住民にとって重要な交通手段であるとともに観光移動の足としても重要な役割を担っているが、長年運行されてきた民間運行会社の経営不振等により、撤退の危機に迫られている。大島町では、平成 21 年度より「経営安定化補助金」を交付し、定期路線バスの継続・維持を図っており定期路線の確保に努めてはいるが、地域社会の高齢化が進む中、真の交通困難者に対応しきれておらず、利便性の観点から利用率が低い状況が続いている。今後予想される高齢化社会に対応する為に、大島町地域公共交通計画にのっとり、島内外においての利便性、安全性、快適性の向上に努めるとともに、現交通ネットワークの拡充を進め、高齢者や移動困難者、来島者にも配慮した利用しやすい交通体制の確立を図っていく。

【その対策】

定期路線バス運行の確保に努めながら、島民へのニーズ調査、地域住民の意識改革、利用促進や通学利用の拡大を図る。一方で、観光を目的とした来島者の交通体系の維持も必要となるため、観光関係機関と連携して観光需要に対応した体系構築を図り、公共交通全体の利用者数向上を目指す。目標数は大島町地域公共交通計画にある通り、年間 16.1 万人を目指す。

また、町の財政負担の軽減を図り、利便性・有効性のある交通体系を構築する為に、基盤整備を進めるとともに、地域公共交通確保維持事業を活用し、将来にわたり持続可能なものとしていくよう努めていく。

さらには、本土への重要な交通手段である海路において、運航会社へ安定的な通年の運行を要望するとともに、入港地問題や料金問題等、関係機関へ要望・支援を求めていく。

(3) 港湾・漁港・空港

【現況と問題点】

港湾・漁港については、東京都により着実に整備事業が実施され、護岸（防波）、岸壁改良、防波堤等、整備計画に基づき事業が進められているが、高速船化に伴い、離島特有の季節風などの影響を受けやすくなったことから、就航率の向上のために、より一層の整備が必要とされる。また、年々大型化している台風や異常気象に対応する為の整備が必要である。

空港については、空港拡張整備により、平成 14 年 10 月に 1,800m の滑走路が完成し、ジェット化空港として供用を開始した。しかしながら、羽田⇔大島間は、利用率の低下が原因により減便となり、平成 27 年 10 月 24 日で定期便が廃止となった。

【その対策】

港湾・漁港については、船の高速船化に対応した就航率向上のための整備や、利用者の利便性を高めるための雨天時の乗降対策、駐車場の整備等引き続き要望・支援を求めていく。また、より一層安全に利用する為に、老朽化施設の点検修繕や建て替え等についても引き続き関係機関へ要望を図っていく。

空港については、今後は調布⇔大島（新中央航空）、三宅島⇔大島・利島⇔大島（東京愛らんどシャトル）の安定した運行確保、利用促進に努めていく。また、羽田⇔大島間の定期便の復活や空港の利用についても、引き続き関係機関へ要望・支援を求める。さらには、新たな民間航空会社の誘致やイベントでの活用など、関係機関と連携しながら空港の活性化に努めていく。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	高校新込線道路改修舗装工事（ハード） L=100.0m W=4.0m	町	
		北の山18号線道路舗装補修工事（ハード） L=100.0m W=5.3m	町	
		上条7号線道路舗装補修工事（ハード） L=85.0m W=3.0m～	町	
		長根野田浜自転車歩行者線道路改修舗装工事（ハード） L=500.0m W=4.0m	町	
		吉谷線道路改修舗装工事（ハード） L=70.0m W=4.0m	町	
		吉谷線道路改修舗装工事（ハード） L=60.0m W=4.0m	町	
		シクボ沖の根線道路改修舗装工事（ハード） L=1287.9m W=7.0m	町	
		新村6号線道路舗装補修工事（ハード） L=60.0m W=3.0m	町	
		地の岡休養村線道路舗装補修工事（ハード） L=100.0m W=4.5m	町	
		下フギ線道路舗装補修工事（ハード） L=100.0m W=3.5m	町	
		新開5号線道路舗装補修工事（ハード） L=100.0m W=4.0m	町	
		上の山16号線道路舗装補修工事（ハード） L=80.0m W=4.0m	町	
		橋りょう	長根野田浜線（万立橋）長寿命化改良工事	町
		黒まま1号線（黒まま橋）長寿命化改良工事（ハード）	町	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	大島旅客自動車（株）経営安定化事業 経営資金の助成	民間	

6. 生活環境の整備

(1) 水道施設

【現況と問題点】

住民が安全・快適に暮らせるための条件として、インフラ整備の充実が求められており、安定した生活用水の確保は重要な要件である。近年、量・質的にはほぼ充足しており、水道普及率は令和元年度末で 99.9%となっている。今後も安全・安心でおいしい水の安定供給を実現するために「地域水道ビジョン」を基に取水水源の確保、管理体制の充実、老朽施設の改良・更新を促進する必要がある。

【その対策】

施設の整備促進と災害に強い水道の推進を図り、日ごろから生活用水の安定供給や災害に強い水道整備に努める。

また、島しょ地区の水道料金で格差が生じている。経営面では非常に厳しい状況にあるため、水道事業の充実、安定化を図り、島しょ地区の各町村と連携して、都営水道一元化を促進するため、関係機関に対して要望していく。

(2) 下水処理施設

【現況と問題点】

大島町の生活排水の現状は、合併処理浄化槽の整備が進みつつあるものの、依然として汲取りや単独処理浄化槽が使用されており、生活排水が未処理のまま公共用水域へ排出されている状況である。そのため、生活排水を適切に処理することが重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、本町では、平成 19 年度に当初策定していた「大島町下水道施設整備計画」の見直しを行い、分散型の集落形態や地域の特性を考慮した結果、合併処理浄化槽による整備へと方針を転換した。

そして、令和 3 年度より大島町生活排水処理基本計画に基づき、町が事業主体となって整備を進める「公共浄化槽等整備推進事業」を開始。合併処理浄化槽の設置から維持管理までを町が一貫して実施し、生活排水の適正な処理を推進している。

【その対策】

大島町では、公共用水域の水質保全及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、住民に対する啓発活動として、単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の推進、浄化槽の適切な維持管理の周知、徹底及び炊事や洗濯等による生活雑排水の排出削減等を広報誌への掲載などを通じて実施する。

生活排水処理率（合併処理浄化槽により生活排水の適正処理が行われている割合）は、令

和 13 年度で 70.0%を目標とする。

(3) 廃棄物処理施設

【現況と問題点】

一般家庭から排出される可燃ごみ及び資源ごみは、島内約 1,400 の収集箇所でも回収し、有害ごみについては出張所等を拠点に回収している。また、近年問題となっているリチウムイオン電池等については、発火の恐れがあることから出張所窓口にて直接引取り対応、再資源化を実施している。

千波環境美化センター焼却施設については修繕・工事等が増加傾向にあり、耐用年数も 15 年であることから、これを想定した整備計画が必要となってくる。アルミ缶、ペットボトル等の資源ごみ及び有害ごみの中間処理施設である「大島エコ・クリーンセンター」、古紙リサイクルとしてダンボール、コンクリート等の破砕・再生及び自然樹木・廃材木等の中間処理施設である「大島リサイクルセンター」、焼却灰の最終処分場である「管理型最終処分場」、ガラス・陶磁器類及び焼却に不向きな廃プラスチック類は「安定型最終処分場」に埋め立て、金属ごみは民間へ処理委託しており、公共・民間による処理及び施設での適正処理を行っている。

公共・民間工事で発生する土砂類は島内の砂利採掘場跡地を「土砂捨場」として再利用し、自然景観回復事業の埋め立て資材として活用し、原状回復・整備に努めている。近年ではリサイクル対象家電等の不法投棄など減少傾向ではあるが、不適切な処理の根絶に努力するとともに、資源利用が可能なものは島外へ搬出するなど、広域処理によりリサイクル化を進めている。

【その対策】

引き続き、施設等の現況を維持しながら適正処理に努めると共に、ごみの減量化とリサイクル化に対する住民意識の高揚を図り、「護美の島」として美しいまちづくりを推進する。

千波環境美化センターの耐用年数を踏まえ、長寿命化を図りつつ定期的且つ計画的な整備が重要となるため、今後の更新を慎重に検討する。また、資源化については住民への周知また、住民協力は得られているものの減量化に進捗がみられないため、更なる意識向上を図る。ダンボール資源化は小規模ながら順調に進んでいるが、プラスチックの資源化への着手は費用及び住民への周知等に課題があるため、慎重に進める必要がある。土砂捨場は現在北部のみとなっているが、過去の土砂災害を鑑み南部にも整備を計画しているため、それまで既存の土砂捨場を計画的に利用し対応することとする。

(4) 消防施設

【現況と問題点】

大島町では、常備消防を設置しており救急業務を中心に、火災、台風、土砂災害、津波など各種災害に備えているが車両並びに資機材の整備強化をはじめ、様々な問題を抱えている。また、平成 28 年度より消防救急デジタル無線施設整備完了に伴い、緊急時には迅速な通信対応が可能となり、大規模災害時等の東京消防庁との応援協定による災害出場など連携は強化されている。

非常備消防においては、人口減少ならびに少子高齢化が急速に進行している中、消防団員確保に困難を極めている現状である。大規模災害時等における消防団の活動は不可欠であり、団員確保は大きな課題である。また、車両および資器材面においても、島特有の塩害が著しく老朽化の進行が早く、整備更新にも苦慮している。水利状況においても整備が不十分で防火水槽がメインである消火活動に大きな支障をきたしているため、早期の水利整備が必要とされる。

火災発生時、これまで消防団だよりであった消火活動において、団員数減少化・団員の負担の軽減を考慮しつつ、初期消火・初動の重要性からハード面ソフト面それぞれの課題を克服し、今後は常備消防が中心となり活動出来るよう整備して行く事が早急の課題である。

【その対策】

現在の常備消防・非常備消防の体制を見直し、各活動の充実強化を図る。

常備消防については、現行の勤務形態の見直しを実施し、全国の消防本部同様の勤務形態に近づけ、働き方も整備する。

消防活動についても、これまで救急活動中心であった体制・活動方針から、空港消防業務を含め、火災出場・救助出場においても、常備消防が最先着し消火活動・人命救助活動を実施する体制（人材育成・資器材更新等）へと整備して行く。

非常備消防については、団員数減少を改善するという重要課題はあるが、今後は少人数（現員数）における活動を検討し、整備する事を最優先とする。現在の分団数、車両の台数、島内水利状況を含め現状にあった体制へと整備して行く。

(5) 公営住宅

【現況と問題点】

令和6年度末の町営住宅管理戸数は213戸であり、昭和30年前後に建てられた木造の町営住宅のすべてが耐用年数の30年を超え、また平成4年から平成6年に建てられた耐火住宅も建設から30年を超えており、当地特有の塩害による劣化が激しく大規模改善が課題となっている。

【その対策】

大島町町営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を推進する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	送・配水管更新事業 DIP.GX等 Φ50～Φ150	町	
		脱塩装置更新事業 北の山浄水場（脱塩装置内透析槽更新）	町	
	(2)下水処理施設 その他	市町村設置型合併処理浄化槽整備推進事業 合併浄化槽設置	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設 その他	千波環境美化センター管理事業 設備補修	町	
		南部土砂捨場新設事業 南部土砂捨場新設	町	
	(4)火葬場	火葬場屋根等改修事業 火葬場屋根等改修	町	
	(5)消防施設	防火水槽建設事業 耐震性貯水槽設置 60㎡3基	町	
		消防団、本部車両更新事業 ポンプ車、水槽付ポンプ車等	町	

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
生活環境の整備	(5)消防施設	消防無線施設管理事業 ネットワーク機器、非常用電源交換等	町		
	(6)過疎地域持続的 発展特別事業 環境	ごみ収集の委託事業 可燃ごみの収集	町		
		循環型ごみ処理事業 資源ごみ、有害ごみ等の収集及び処理	町		
		ダンボールリサイクル事業 ダンボールリサイクル業務	町		
		エコ・クリーンセンター運営事業 一般廃棄物（資源ごみ）中間処理業務	町		
		自然景観回復事業 砂利採掘跡地管理委託	町		
		千波環境美化センター管理事業 千波環境美化センター管理委託	町		
		海岸漂着ごみ処理事業 収集運搬、処理	町		
		し尿浄化槽清掃の軽減 浄化槽管理費軽減	町		
		し尿、汲取収集の委託 し尿の収集運搬及び処理	町		
		その他	消防無線施設管理事業 デジタル無線設備保守点検	町	
			家賃対策補助事業 町営住宅建替に係る家賃低廉化事業	町	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保

【現況と問題点】

大島町は人口減少と高齢化が進行する一方で、出生率の年次変動はあるが急激な少子化の進行により、子どもの健やかな成長や経済・社会保障への影響等、地域を取り巻く環境が変化している。保育所については、町立、私立を含めて4保育所から3保育所（町立1、私立2）に減少している。また、保育士数が定員数に対して不足しており、人材確保が難しく安全な保育の提供が困難な状況であり、令和6年度には待機児童も発生している。（令和7年度待機児童は解消済）

【その対策】

子どもの成長をすこやかにする環境づくりには、家族、行政、地域が連携し子どもの健全育成を図ることが必要であり、子どもたちを地域全体で育てる意識の啓発に努めるとともに、子育ての負担を軽減する各種保育サービスの充実に努めて少子化対策を推進する。

また、「子ども・子育て支援新制度」への対応について、当町でも子どもや子育てを取り巻く課題の解消に向けて取り組みを推進する。

大島町では、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とした「第三期大島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指している。

(2) 高齢者福祉

【現況と問題点】

令和7年4月現在の65歳以上の高齢者人口は2,594人、高齢化率は38.9%となっている。令和7年には「団塊の世代」が75歳以上となり、「団塊ジュニア世代」が高齢期に入り始める令和22年には高齢者人口がピークを迎えると予想されている。今後は、後期高齢者の割合が高くなり、独居高齢者や介護を必要とする高齢者、高齢者のみの世帯など、支援を必要とする人の増加が見込まれるが、社会を支える現役世代は減少することが予想されている。そのため介護サービスの基盤整備や介護人材の確保などの対応を地域全体で取り組む必要がある。

【その対策】

高齢者が、健康で生きがいを持って暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進や健康づくり、介護予防等の施策を推進するとともに介護が必要になっても、住み慣れた地域で、可

能な限り日常生活を送ることができる地域社会づくりを推進する。

高齢者一人ひとりが自主的に介護予防に取り組み、社会活動にも参加し、自立した生活を継続して送ることで【自助・互助】の意識の浸透と、地域高齢者が活躍しながら地域での暮らしを支え合う体制づくりの構築も推進する。

限られたサービスの中で、必要な方が、適切にサービスを利用できるよう、要介護認定や介護サービス内容の適正化にも努める。

(3) 障害者福祉

【現況と問題点】

人口減少と少子高齢化が急速に進行する中で、障害の有無にかかわらず誰もが生きがいを持って安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を大きな目標に掲げている点にある。第7次基本計画では、福祉の充実と健康づくりを基本目標の一つに据え、地域における福祉専門職のネットワークを有効活用した相談・援護体制の構築を進めているが、現状の問題点として、離島という地理的制約から生じる「支援資源の偏り」と「福祉ニーズの複雑化・多様化」が顕著になっている。核家族化の進行により家庭内での介護力が低下し、精神的・身体的障害を抱える方やその家族が地域から孤立しやすい環境にあることが懸念されている。

【その対策】

障害者福祉事業の一翼を担う大島社会福祉協議会との情報共有を図り、障害者・子ども・高齢者ら全住民に参加を促すイベント開催への支援を行い、世代を超えた地域交流の場を確保し異世代交流の事業推進を行う。また、島内における障害者日中活動系サービス事業者等の支援により、地域から孤立し易い障害者の居場所を確保するとともに社会参加と就業機会の創出を促し、地域活性化を図る。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)高齢者福祉施設	波浮港老人福祉館改修事業 屋根防水工事	町	
		波浮港老人福祉館空調更新事業 空調設備更新工事	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	民間保育所の運営 民間保育所運営委託・補助金	民間	
		民間保育所学童クラブ事業 私立保育園運営補助	民間	
		保育所等における ICT 化推進事業 保育 ICT 利用料	民間	
		家庭的保育事業 一時保育事業委託、補助金	民間	
		福祉団体への助成事業 シルバー人材センター助成	シルバー 人材 センター	
		高齢者福祉施設入所援護措置事業 高齢者福祉施設入所援護措置費	町	
		地域サロン運営事業 高齢者地域サロン運営	町	
		福祉団体への助成事業 社会福祉協議会運営助成	社会福祉 協議会	
		福祉団体への助成事業 藤倉学園への助成	民間	
		福祉団体への助成 障害者日中サービス推進	民間	
		福祉団体への助成 老人クラブ連合会助成	老人クラ ブ	
		介護ヘルパー育成事業	民間	
		地域サロン運営事業	社会福祉 協議会、 民間	

8. 医療の確保

(1) 医療の確保

【現況と問題点】

大島町では、公設民営型の有床診療所として「大島医療センター」があり、指定管理者である医療法人社団「藤清会」が運営を行っている。同センターは、日常的な診療から二次救急など、地域の医療拠点として機能しており、島民の安心を支える重要な役割を果たしている。しかし、離島という地理的制約から、その医療基盤は本質的に脆弱であり、特に重症時や災害時において、島内だけで完結できる高度な治療や手術を行うことは困難な状況にあることから高度医療処置が必要な重篤患者については、都内の高次医療機関へ迅速に搬送するための体制確保が常に求められている。

また、島内で対応できない疾患については、やむを得ず島外での治療を選択せざるを得ない状況にあり、高額な通院・入院費用といった「経済的負担」に加え、遠方で治療に臨まなければならない「精神的負担」という、二重の困難を抱えており、これらの格差是正と住民負担の軽減が喫緊の課題となっている。

院内では、固有医師2名に加え都内大学病院からの医師派遣により、常設診療科目として、内科・外科、整形外科、小児科、産婦人科の診察及び人工透析、臨時診療科目では、耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・心療内科の診察を実施しており、住民からの強い要望でもある島内医療充実を図るため、不採算診療科目等への継続的な財政支援も不可欠な状況にある。

さらに医療サービスの質を維持する上で、医師、看護師、医療関係技師などの専門人材を安定的に確保し続けることは極めて困難な課題であり、加えて、大島医療センターは平成16年の開設から20年以上が経過しており、建物設備の老朽化や、各種医療機器の更新時期を迎えていることが、健全な運営を維持する上での大きな障壁となっている。

【その対策】

島内の医療完結性を高めるための物理的基盤の整備を優先事項として大島医療センターの老朽化に対し、単なる補修に留まらず、将来の人口動態を見据えた効率的な施設更新を計画的に進めるとともに、最新の医療機器を順次導入する。また、指定管理法人に対して運営に関する必要な支援を行い診療所の安定的な運営を確保する。

重篤な傷病者等高度な医療処置が必要なケースへの対応として、東京消防庁等による救急ヘリ搬送時の添乗医師確保に関して支援を行う。この他、やむを得ず島外での治療を行う住民に対して島外医療機関通院等支援事業により掛かる経費の一部を助成し、負担の軽減を図るとともに島内での通院に関しても受診機会の確保に努める。

(2) 健診対策等

【現況と問題点】

近年の出生者の内、保護者が大島出身で子育てをしているという世帯は少なく、島外からの転勤や移住された方の子育て世帯が多くなっている。また、少子化は変わらないものの価値観の多様化などにより、妊娠・出産・育児に不安を抱える方は増加し、児童虐待相談等についても増加傾向である。そのため、子育ての孤立化や子育て家庭をめぐる状況の変化に、安心して子どもを産み育てられるよう、包括的な支援体制の整備や地域の連携強化が求められている。

【その対策】

従来の「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」が有してきた機能をいかしながら一体的に子育て家庭に対する相談支援を実施する「子ども家庭センター」を設立し(令和8年度)、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 病院	医療センター医療機器整備事業 医療機器購入	町	
		医療センター電子カルテ等整備事業 電子カルテ等一式購入	町	
		医療センター機械浴槽整備事業 機械式浴槽購入	町	
		医療センター空調整備更新事業 冷温水配管更新工事	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	島外医療機関通院等支援事業 慢性疾患患者等交通費助成	町	
		健康管理システム事業 システム管理等	町	
		妊婦支援特別対策事業 島外出産者への補助	町	
		健康センター運営費 維持管理費および母子保健事業の実施	町	

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）				
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	国民健康保険事業 国保財政の安定化のための助成	町	
		後期高齢者医療事業 後期高齢者医療制度の運営	町	

9. 教育の振興

(1) 学校教育

【現況と問題点】

近年、大島町においては、少子化の進行が著しく、児童・生徒が激減している。小学校においては、複式学級形態となる学校もあり、教育効果の面からも改善を迫られていた。そこで、適正規模・適正配置検討委員会の答申を受け、小学校統廃合の事業を展開し、平成 17 年度に 7 校あった小学校を 4 校へ統廃合し、さらに、平成 21 年度に 3 校とし、南部・中部・北部にそれぞれ小学校 1 校、中学校 1 校を配置とした。

学校施設は学習及び生活の場として児童・生徒が長く過ごす場であり、児童・生徒の安全を確保することが第一に求められる。また、地域の方々にとって施設開放による交流の場であり、災害時には避難所等の災害対応拠点となる役割も有している。このことから地震に対する耐久性の確保や非構造部強化等の対策を進めると共に、老朽化による事故を防止するために、必要に応じて予防保全を実施し、学校環境の安全を図る必要がある。

【その対策】

学校施設個別施設計画を基に老朽化した学校施設の改修・改築や猛暑対策として空調設備等の生活環境と、学習活動を実施するために必要となるプログラミング教育への対応や ICT を活用した教育環境の整備等を推進する。

また、グラウンドは地域の方々の交流や健康増進のためのスポーツ・学習の場として、常に良好な状態を保つよう整備保全に努めていく。

(2) 給食施設

【現況と問題点】

学校給食の充実と効率的な業務環境の整備を図るため、老朽化した学校給食施設及び厨房機器、付帯設備の更新など検討していく必要がある。

【その対策】

平成 5 年 8 月開設時に設置した付帯設備、厨房機器類は、小中学校 10 校の児童生徒、教職員数に対応した大型調理機器である。(調理能力 1 日 1,500 食) 統廃合等により小中学校が 6 校となり、また児童・生徒が減少している近年、老朽化が進む機器を現状の児童生徒数等に合わせた(約 600 食) 規模の機器への更新を行うなど食の安全、安定した供給を図るため、厨房機器や付帯設備の更新について計画的に努めていく。

(3) 社会教育

【現況と問題点】

既存の体育施設として、大島町陸上競技場のほか、相撲場、野球場を管理している。また、児童・生徒数の減少より廃校となった小学校の校舎・体育館・グラウンドを利活用しているが、地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点である体育施設（体育館・グラウンド）については、維持管理費が年々増加傾向である。

集会施設では、地域における生涯学習の拠点として住民が集い学び交流する施設として、地域センター（旧小学校校舎）、公民館及び文化会館を設置しているが、これらの施設も老朽化や経年劣化が進んでいて、特に泉津地域センター及び北の山地域センターは廃止を検討する必要がある。残る地域センターについても、耐震診断の必要性等を踏まえ、利便性向上のための整備を進めていく必要があり、長寿命化を視野に、適切かつ効果的な維持管理が求められている。

総合的に、各施設の老朽化や島しょ特有の塩害による経年劣化が著しい建物が多く、改修または建て替えが必要な状況である。

【その対策】

公共施設等総合管理計画の個別計画との整合性を図りながら、老朽化や経年劣化の著しい地域センター（旧小学校校舎）の一部廃止などを検討しつつ、住民の高齢化に対応した、各施設の改善と有効利用を引き続き推進する。

大島町復興計画に基づき、元町神達、丸塚地区に公共施設（図書館・メモリアル公園等）が順次整備し活用されているが、未だ活用されていない復興ゾーンの有効利用を図るために、屋内運動場施設の建設を検討していく。

(4) 公共施設

【現況と問題点】

人口情勢の大きな変化、加速化する少子高齢化の中で、子どもからお年寄りまでの心の通い合う地域・社会づくりが求められており、古くから根ざしている文化の継承や、将来にわたってみんなが楽しめる文化の創出・普及に努めていく必要がある。加えて学びたい時に学び、楽しみたい時に楽しめる環境づくりを推進していくが、施設の老朽化や経年劣化が進んでいて、長寿命化を視野に適切な維持管理が求められている。

【その対策】

島内の文化施設の拠点となる大島町開発総合センターを長期間にわたり維持していくために公共施設個別施設計画との整合性を図りながら長寿命化及びZEB化を推進する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
教育の振興	(1)学校教育関連施設	校舎	さくら小学校校舎改修事業 小学校校舎大規模改修工事	町	
		屋内運動場	小中学校体育館改修事業 各小中学校体育館改修工事 各小中学校体育館空調整備工事	町	
		屋外運動場	小中学校グラウンド整備事業 各小中学校グラウンド整備	町	
			スクールバス更新事業 スクールバスの購入	町	
		スクールバス	給食センター大規模改修工事 蒸気ボイラ等更新工事	町	
		給食施設	給食調理機器更新事業 調理機器更新	町	
		その他	学習用タブレット端末リース事業 タブレットのリース	町	
			小中学校校務用パソコンリース契約	町	
	(2)集会施設、体育施設等	集会施設	泉津公民館耐震改修工事 耐震改修工事	町	
			大島町開発総合センター大規模改修工事 改修計画策定業務委託	町	
		体育施設	大島町屋内運動場建設事業 屋内運動場建設工事	町	
			大島町陸上競技場改修事業 トラックフィールド等改修工事	町	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	コンピューターネットワーク推進事業 パソコンリース料等	町	
		その他	学校給食調理等業務委託 学校給食調理等業務	町	

10. 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興

【現況と問題点】

大島町には、国指定「特別天然記念物」1箇所、「天然記念物」2箇所、東京都指定「天然記念物」5箇所、「有形文化財」7棟、他8点、「無形文化財」2祭、「史跡・旧跡」6箇所、大島町指定「有形文化財」1点、「史跡」5箇所、「無形文化財」1祭など、数多く存在する。また、遺跡については、50数箇所もあり、貴重な文化遺産が多数存在する。しかし、この中には老朽化している出土品等もあるため、保護・保存に万全を期しながら、広く一般に公開するなど、町の指定業務を含めて文化財の伝承・保護に努める必要がある。文化施設の郷土資料館では開館から40年が経過しており、施設の老朽化や展示資料の劣化が進行している。また、展示スペースが少なく展示・保存環境も悪いため、郷土資料館オープン後に発掘された多くの遺跡出土品は他の施設に保管されたままという現状にあるため早急な対策を検討する必要がある。

芸術・文化活動については、離島という地理的条件であるため、多くの優れた芸術・文化に触れる機会に恵まれていない。そのために様々な体感する機会や参加しやすい環境づくりを構築する必要がある。

【その対策】

文化遺産のよりよい保全と活用を実現するため、郷土資料館の施設改修や展示資料の見せ方の工夫、保管方法の検討、ガイドスキルアップ講座の開催等を行い、文化遺産の振興に努めていく。

また、優れた芸術・文化を鑑賞する機会や文化祭の開催など住民参加型の事業を行い、芸術・文化に触れる機会を創出する。さらには、文化協会や自主的な芸術文化活動を活性化するための支援を図っていく。

1 1. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギー

【現況と問題点】

大島町では、電力だけでなく消費エネルギーのほぼ全量を島外から購入する化石燃料に依存しており、燃料価格の変動が島の経済に大きな影響を与えています。

豪雨災害の被災地として、気候変動緩和策ための脱炭素化への取り組みを加速し、他自治体の規範となりその重要性を訴えるため、避難所となる小中学校や公共施設を中心に太陽光発電設備や蓄電池設備を導入するなど、再生可能エネルギーの活用を図っており、現在は周囲を海に囲まれている特徴を生かし、洋上風力発電による島内主電源の再エネルギー化に向けて、民間事業者と共同体となり環境省の地域脱炭素化ビジネス促進事業（R2～R6）を受託し、各必要調査、事業性検討を実施後、事業実現に向け町負担で調査を継続しています。加えて、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づき浮体式洋上風力の検討を行っており、令和7年6月に国により準備区域に整理されています。今後は大島町地球温暖化対策実行計画に基づき島内のカーボンニュートラルの仕組みづくりの検討を行います。

【その対策】

地産地消の洋上風力発電を導入し、島内主電力を再エネルギー化することで、島外に流出していた化石燃料費用を循環させ、モデル地域として来島者の増加を期待し、新たな雇用の創出など地域経済の発展を推進していく。また、国立公園として地域資源を保全しながら最大限に活用するため、大島町地球温暖化対策実行計画に基づく取り組みを実施し、ゼロカーボンシティを達成するための脱炭素化への取り組みの加速や地域の活性化を図り、地球環境にやさしいまちづくりを推進していく。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの 利用の推進	(1)脱炭素化促進事業	脱炭素化促進事業 浮体式洋上風力発電機の導入等	町	

1 2. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 防災対策

【問題点】

令和元年台風 10 号では、南部地区に大きな被害をもたらし、平成 25 年台風 26 号では、元町地区の大規模な土砂災害が発生し、多くの尊い命が犠牲となった。また、昭和 53 年の伊豆大島近海地震や昭和 61 年の三原山噴火など幾度となく自然災害に直面しており、今後においても、首都直下及び南海トラフ地震など大地震が懸念されているため、巨大地震と津波への対策が急務となっている。また、三原山の噴火から 40 年を経過することから噴火対策も急務である。このように、自然災害の発生が常に懸念されているため、有事の際の住民避難対策及び平時からの啓発活動が防災対策上、重要な施策である。

【その対策】

継続的に防災備蓄品の購入、防災訓練を実施、火山・津波などのハザードマップの更新を行う。

事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 防災対策	防災対策事業 防災備蓄品の購入	町	
		防災対策事業 防災訓練の実施	町	
		被災者生活再建支援共同システムの運用	町	
		大島町ハザードマップの更新	町	